解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月二十二日枚方市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

大阪府枚方市春日元町一丁目三八番二〇号
枚方市津田南土地区画整理組合
代表清算人　株式会社サンエース
代表取締役　谷岡　博

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月二十四日兵庫県姫路市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

兵庫県姫路市安田四丁目一番地
姫路市飯田手柄土地区画整理組合
清算人代表　北村　貞雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日宮崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

宮崎県西都市大字妻一五五〇番地
医療法人財団西都児湯医療センター
清算人　兒玉　忠

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

秋田県秋田市大町一丁目三番八号
秋田県病院厚生年金基金
代表清算人　寺邑　能實

解散公告（第三回）

山辺町嶋ノ前土地区画整理組合は、平成二十八年三月二十五日山形県知事の認可により解散したので、当組合に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

山形県東村山郡山辺町緑ケ丘六丁目四番地
三　山辺町嶋ノ前土地区画整理組合
代表清算人　廣谷弥太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十一月九日開催の社員総会の決議並びに平成二十八年三月二十五日さいたま市長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二一三番地
医療法人湯澤眼科医院
清算人　湯澤　覚

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

神奈川県横浜市西区高島二丁目一〇番二〇号
神奈川県印刷工業厚生年金基金
代表清算人　江森　国一

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

横浜市都筑区中川中央一丁目二九番二四号
ＨａｂｉｔｅｒＮｏｒｄ三階Ｆ号室
医療法人社団高志会
清算人　伏見　竜司

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

新潟県長岡市東坂之上町二丁目一番地一
三井生命長岡ビル
新潟県機械金属工業厚生年金基金
清算人　大原　興人

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月二十五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

石川県金沢市桂町イ一八番地一
金沢市木曳野土地区画整理組合
代表清算人　稲葉　博之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

福井市中央二丁目七番一九号
医療法人整泉会
清算人　安土　忠義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年二月十九日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

滋賀県草津市大路三丁目九六番地二
医療法人社団英和会宮脇病院
清算人　安田　育熙

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

鳥取県鳥取市立川町二丁目二三七番地
医療法人岸田内科医院
清算人　岸田　剛一

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

鳥取県米子市安倍二〇〇番地一
鳥取県食品産業厚生年金基金
代表清算人　河越　誠剛

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日佐世保市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十二日

長崎県佐世保市常盤町五番五号―一一五号
栄・常盤地区市街地再開発組合
清算人　村田　純一

配当公告

神奈川県横浜市栄区上郷町一五五番地
破産者　株式会社大桂サービス

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十六年（フ）第一九一二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二四八、四三四、三三二円

一、配当することのできる金額
優先債権　金一一、七四二、五一二円
一般債権　金一六、一八七、五〇八円

平成二十八年四月二十二日

神奈川県横浜市中区住吉町一丁目二番地ス
カーフ会館六階　破産管財人　湯沢　誠